



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

740	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	1
741	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	1
742	救急病院の申出の撤回	(医務課).....	2
743	保安林の指定	(森林整備課).....	2
744	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
745	道路の供用開始	(").....	3
746	道路の区域変更	(").....	3
747	道路の供用開始	(").....	3
748	道路の区域変更	(").....	3
749	道路の供用開始	(").....	4
750	道路の区域変更	(").....	4
751	道路の供用開始	(").....	5
752	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5

○ 人事委員会告示

7	令和元年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	5
---	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第740号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
田尻統一	内科	田尻内科胃腸科	海南市野上中58	令和元.11.20

和歌山県告示第741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250662	通所介護なかざりハビリテーションLAB	田辺市下万呂482-10	自立訓練(機能訓練)	身体障害者知的障害者難病等対象者	株式会社療創会	田辺市下万呂472-4	令和元.12.1

和歌山県告示第742号

次の診療所について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 奥クリニック
- 2 所在地 紀の川市黒土263番地1
- 3 失効日 令和元年11月1日

和歌山県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字三十井川字中戸446
- 2 指定の目的 水源の涵養かんよう
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字タ井ノ垣内1291番2地先から同町三尾川字タ井ノ垣内1279番3地先まで	旧	3.93 } 5.58	127.26	
同上	新	7.95 } 13.35	127.26	

和歌山県告示第745号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町三尾川字タ井ノ垣内1291番2地先から同町三尾川字タ井ノ垣内1279番3地先まで

供用開始の期日 令和元年12月6日

和歌山県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 中三谷下井阪線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市中三谷字西大道下114番1地先から同市中三谷字井堀2番1地先まで	旧	8.14 } 8.23	76.10	
同上	新	9.94 } 10.04	76.10	

和歌山県告示第747号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 中三谷下井阪線

供用開始の区間 紀の川市中三谷字西大道下114番1地先から同市中三谷字井堀2番1地先まで

供用開始の期日 令和元年12月6日

和歌山県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大附見老津停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町小河内字白ノ谷1488番3地内	旧	4.21 } 5.78	188.10	
同上	新	5.75 } 20.02	188.10	

和歌山県告示第749号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 大附見老津停車場線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町小河内字白ノ谷1488番3地内

供用開始の期日 令和元年12月6日

和歌山県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高瀬古座停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡古座川町高池字元池673番2地先から同町高池字元池677番1地先まで	旧	6.23 } 6.87	51.95	県道田原古座線重用延長 L=16.47
同上	新	8.24 } 9.33	51.95	県道田原古座線重用延長 L=16.47

和歌山県告示第751号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 高瀬古座停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町高池字元池673番2地先から同町高池字元池677番1地先まで

供用開始の期日 令和元年12月6日

和歌山県告示第752号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3495	田辺市秋津町字西八町156番2の一部	田辺市上秋津1582番地 株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 元. 11. 25	6. 00	85. 34

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和元年12月6日

和歌山県人事委員会事務局長 新谷垣内 真琴

令和元年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容等

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	9人程度	本庁又は教育委員会における事務
	紀北	3人程度	那賀振興局地域振興部、伊都振興局農林水産振興部又は伊都振興局建設部における事務
	紀中	2人程度	紀中県税事務所又は日高振興局健康福祉部における事務
	西牟婁	1人程度	紀南県税事務所における事務
	東牟婁	1人程度	東牟婁振興局農林水産振興部における事務

学校事務	紀北	1人程度	県立学校（紀北地方）における事務
化学	和歌山	1人程度	和歌山県環境衛生研究センターにおける残留農薬の分析、家庭用品の規格試験関係業務
林学	和歌山	1人程度	本庁における特定林産物等に係る県補助事業、特定林産物の調査等の業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	2人程度	海草振興局健康福祉部又は海草振興局建設部における事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和2年1月19日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	令和2年1月下旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	令和2年2月上旬	和歌山市	令和2年2月中旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（30題） <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和元年度第2回和歌山県育休任期付職員（資格免許職）、任期付短時間勤務職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和元年12月13日（金）午前10時から令和2年1月6日（月）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和2年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北・紀中・西牟婁・東牟婁）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末及び年始

学校事務(紀北)	午前8時10分から午後4時40分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
化学(和歌山)	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
林学(和歌山)	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

<任期付短時間勤務職員>

○任期 おおむね1年間

なお、育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務(和歌山)	午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり(平成31年4月1日現在)であるが、育休任期付職員については経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務(和歌山・紀北・紀中・西牟婁・東牟婁) 学校事務(紀北)	153,000円	行政職給料表
化学(和歌山)	153,800円	研究職給料表
林学(和歌山)	153,000円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 一般事務(和歌山)	75,677円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の午後3時から1月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。